

公益信託法の見直しに関する要綱案のたたき台(2)

目次

| | | |
|----|------------------------------|---|
| 第1 | 新公益信託法の目的..... | 2 |
| 第2 | 公益信託等の定義..... | 2 |
| 1 | 公益信託の定義..... | 2 |
| 2 | 公益信託事務の定義..... | 2 |
| 第3 | 公益信託の要件..... | 3 |
| 1 | 公益信託の効力の発生..... | 3 |
| 2 | 公益信託の信託の方法..... | 3 |
| 第4 | 公益信託の受託者..... | 4 |
| 1 | 公益信託の受託者の資格..... | 4 |
| 2 | 公益信託の受託者の権限, 義務及び責任..... | 5 |
| 第5 | 公益信託の信託管理人..... | 6 |
| 1 | 公益信託における信託管理人の必置..... | 6 |
| 2 | 公益信託の信託管理人の資格..... | 6 |
| 3 | 公益信託の信託管理人の権限, 義務及び責任..... | 7 |
| 第6 | 公益信託の委託者..... | 7 |
| 1 | 公益信託の委託者の権限..... | 7 |
| 2 | 公益信託の委託者の地位の移転..... | 7 |
| 3 | 公益信託の委託者の地位の相続..... | 7 |
| 第7 | 行政庁..... | 8 |
| 1 | 公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁..... | 8 |
| 2 | 行政庁の区分..... | 8 |
| 第8 | 公益信託認可の申請..... | 8 |
| 1 | 公益信託認可の申請主体..... | 8 |
| 2 | 公益信託認可の申請手続..... | 8 |
| 第9 | 公益信託認可の基準..... | 9 |
| 1 | 公益信託の目的に関する基準..... | 9 |
| 2 | 公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準..... | 9 |
| 3 | 公益信託の信託財産に関する基準..... | 9 |
| 4 | 公益信託の信託行為の定めに関する基準..... | 9 |

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 第10 | 公益信託の名称 | 12 |
| 第11 | 公益信託の情報公開 | 12 |
| 1 | 公益信託の情報公開の対象及び方法 | 12 |
| 2 | 公益信託の公示 | 12 |
| 第12 | 公益信託の監督 | 13 |
| 1 | 報告及び検査 | 13 |
| 2 | 勧告, 命令等 | 13 |
| 3 | 寄附の募集に関する禁止行為 | 14 |
| 4 | 公益信託認可の取消し | 14 |
| 5 | 裁判所の権限 | 15 |
| 第13 | 公益信託の受託者の辞任・解任, 新受託者の選任 | 17 |
| 1 | 公益信託の受託者の辞任 | 17 |
| 2 | 公益信託の受託者の解任 | 17 |
| 3 | 公益信託の新受託者の選任 | 17 |
| 第14 | 公益信託の信託管理人の辞任・解任, 新信託管理人の選任 | 19 |
| 1 | 公益信託の信託管理人の辞任 | 19 |
| 2 | 公益信託の信託管理人の解任 | 19 |
| 3 | 公益信託の新信託管理人の選任 | 20 |
| 第15 | 公益信託の変更, 併合及び分割 | 21 |
| 1 | 公益信託の信託行為の定めの変更 | 21 |
| 2 | 公益信託の目的の変更 | 23 |
| 3 | 公益信託の併合・分割 | 23 |
| 第16 | 公益信託の終了 | 24 |
| 1 | 公益信託の終了事由 | 24 |
| 2 | 公益信託の存続期間 | 25 |
| 3 | 合意による終了 | 25 |
| 4 | 特別の事情による公益信託の終了を命ずる裁判 | 25 |
| 5 | 公益信託の終了の届出 | 25 |
| 第17 | 公益信託の清算 | 26 |
| 1 | 残余財産の帰属 | 26 |
| 2 | 公益信託の清算等の届出 | 27 |
| 3 | 公益信託の清算のための新受託者の選任 | 28 |
| 第18 | 公益信託と受益者の定めのある信託の相互の変更 | 28 |
| 1 | 公益信託から受益者の定めのある信託への変更 | 28 |
| 2 | 受益者の定めのある信託から公益信託への変更 | 28 |
| 第19 | その他 | 28 |

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い..... | 28 |
| 2 | 罰則 | 28 |
| 3 | その他 | 28 |

第1 新公益信託法の目的

新公益信託法は、公益信託をすることについての認可（以下「公益信託認可」という。）を行う制度を設けるとともに、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするものとする。

第2 公益信託等の定義

1 公益信託の定義

公益信託は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託であって、公益信託認可を受けたものをいうものとする。

2 公益信託事務の定義

公益信託事務は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する別表各号（注）に掲げる種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうものとする。

（注）別表各号に掲げる種類の信託事務とは、公益法人認定法の別表と同様に、次に掲げるものをいうものとする。

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする信託事務
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする信託事務
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする信託事務
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする信託事務
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする信託事務
- 6 公衆衛生の向上を目的とする信託事務
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする信託事務
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする信託事務
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする信託事務
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする信託事務
- 11 事故又は災害の防止を目的とする信託事務
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする信託事務

- 1 3 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする信託事務
- 1 4 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする信託事務
- 1 5 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする信託事務
- 1 6 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする信託事務
- 1 7 国土の利用、整備又は保全を目的とする信託事務
- 1 8 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする信託事務
- 1 9 地域社会の健全な発展を目的とする信託事務
- 2 0 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする信託事務
- 2 1 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする信託事務
- 2 2 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする信託事務
- 2 3 前各号に掲げるもののほか、公益に関する信託事務として政令で定めるものの

第3 公益信託の要件

1 公益信託の効力の発生

公益信託は、公益信託認可（注）を受けなければ公益信託としての効力を生じないものとする。ただし、信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託としての効力を妨げないものとする。

（注）公益信託認可は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うことを前提としている（本部会資料第7の1）。行政庁は、公益信託認可をしようとするときは、他の行政機関の長の意見を聴くものとするなど、公益法人認定法第8条と同様の規律を設けるものとする。

2 公益信託の信託の方法

公益信託は、信託法第3条第1号又は第2号に掲げる方法によってすることができるものとする。

第4 公益信託の受託者

1 公益信託の受託者の資格

(1) 公益信託の受託者は、公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものでなければならないものとする。

(2) 公益信託の受託者の欠格事由

公益信託の受託者になろうとする者が次のいずれかに該当する場合には、公益信託認可を受けることができないものとする。

ア 受託者になろうとする者が自然人である場合

(ア) 信託法第7条に掲げる者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ロ) 信託法その他の法律の一定の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この(エ)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(オ) 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から5年を経過しないもの

(カ) 公益信託認可を取り消された場合において、その当時その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人の業務を執行する社員、理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者であった者で、その取消しの日から5年を経過しないもの

イ 受託者になろうとする者が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記ア(イ)から(カ)までのいずれかに該当する者があること。

ウ その信託事務を処理するに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができないもの

エ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

(補足説明)

今般の公益信託法の見直しに際しては、公益信託の適正な利用の促進を図ることを基本的な方針としている。そして、そのような公益信託法の見直しの方針や従前の部会の調査審議の経過及びパブリックコメントにおける意見等を踏まえると、公益信託の受託者の資格については、法人や信託会社などの画一的な基準を設けることは相当ではなく、公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していれば足りるものと考えられる。

そこで、本部会資料第4の1(1)では、従前の部会資料における乙案（公益信託の受託者は、公益信託事務の適正な処理をすることができる能力（当該公益信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力）を有する者（法人又は自然人）でなければならないものとする。）を採用することとし、併せて法制的な観点から表現上の修正を加えている。

なお、「公益信託事務の適正な処理をすることができる能力」が、個別の公益信託の公益信託事務の種類やその内容、規模等に応じて判断されることを想定している点は、従前より変更はない。

2 公益信託の受託者の権限、義務及び責任

- (1) 公益信託においては、信託法第29条第2項ただし書の規定にかかわらず、信託行為の定めにより同項本文の義務を軽減することはできないものとする。
- (2) 公益信託においては、信託法第35条第4項の規律は適用しないものとする。
- (3) 公益信託の必要書類の備置き及び閲覧等については、公益法人と同等の仕組みとするものとする。

第5 公益信託の信託管理人

1 公益信託における信託管理人の必置

公益信託の信託行為には、信託管理人を指定する旨の定めを設けなければならないものとする。

2 公益信託の信託管理人の資格

(1) 公益信託の信託管理人は、公益信託事務の適正な処理の監督をするのに必要な能力を有するものでなければならないものとする。

(2) 公益信託の信託管理人の欠格事由

公益信託の信託管理人になろうとする者が、次のいずれかに該当する場合には、公益信託認可を受けることができないものとする。

ア 当該公益信託の受託者

イ 受託者の親族、使用人その他受託者と特別の関係を有する者

ウ 当該公益信託の委託者

エ 委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係を有する者

オ 信託管理人になろうとする者が自然人である場合

(ア) 信託法第124条第1号に掲げる者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 信託法その他の法律の一定の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団員等

(オ) 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から5年を経過しないもの

(カ) 公益信託認可を取り消された場合において、その当時その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人の業務を執行する社員、理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者であった者で、その取消しの日から5年を経過しないもの

カ 信託管理人になろうとする者が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記オ(イ)から(カ)までのいずれかに該当する者があること。

3 公益信託の信託管理人の権限，義務及び責任

- (1) 公益信託の信託管理人の権限，義務及び責任は，受益者の定めのある信託の信託管理人の権限，義務及び責任と同様であるものとする。
- (2) 信託管理人の権限，義務及び責任は，信託行為の定めによって制限することはできないものとする。

(補足説明)

部会資料49の第5の2(1)において、「公益信託の信託管理人は，当該公益信託事務の適正な処理の監督をすることができる能力を有する者でなければならないものとする。」との提案をしていたが，本部会資料第5の2(1)では，法制的な観点から必要な修正を加えている。

なお，公益信託の信託管理人に求められる「公益信託事務の適正な処理の監督をするのに必要な能力」は，個別の公益信託事務の種類やその内容，規模等に応じて判断されることを想定している点は，従前より変更はない。

第6 公益信託の委託者

1 公益信託の委託者の権限

公益信託の委託者の権限は，受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様とした上で，信託行為により制限できるものとする。

2 公益信託の委託者の地位の移転

- (1) 公益信託の委託者の地位は，受託者及び信託管理人の同意を得て，又は信託行為において定めた方法に従い，第三者に移転することができるものとする。
- (2) 委託者が2人以上ある信託における上記(1)の規律の適用については，上記(1)中「受託者及び信託管理人」とあるのは，「他の委託者，受託者及び信託管理人」とするものとする。

3 公益信託の委託者の地位の相続

公益信託の委託者の相続人は，委託者の地位を相続により承継しないものとする。

第7 行政庁

1 公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁

公益信託認可及び公益信託の監督は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うものとする。

2 行政庁の区分

公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁は、次に掲げる公益信託の区分に応じ、国の行政庁又は都道府県知事とする。

(1) 次に掲げる公益信託 国の行政庁

ア 公益信託事務を2以上の都道府県の区域内において処理する旨を信託行為で定めるもの

イ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益信託事務であって政令で定めるものを処理するもの

(2) 上記(1)以外の公益信託 当該公益信託事務が処理される都道府県の知事

第8 公益信託認可の申請

1 公益信託認可の申請主体

公益信託の受託者になろうとする者は、当該信託について行政庁による公益信託認可の申請をすることができるものとする。

2 公益信託認可の申請手続

公益信託認可の申請は、必要事項を記載した申請書等を行政庁に提出しなければならないものとする。

第9 公益信託認可の基準

(前注) 本項1から4までの公益信託認可基準の他に、次に掲げるものを認可基準とするものとする。

- ・公益信託の受託者の資格（前記第4の1）
- ・公益信託の信託管理人の資格（前記第5の2）
- ・公益信託終了時の残余財産の帰属すべき者を信託行為で定めていること（後記第17の1(1)・(2)）

行政庁は、公益信託認可の申請がされた信託が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該信託について公益信託認可をするものとする。

1 公益信託の目的に関する基準

公益信託事務を処理することのみを目的とするものであること。

2 公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準

- (1) 公益信託の受託者が処理する信託事務が当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること。

なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする。

- (2) 暴力団員等がその信託事務を支配しないものであること。

3 公益信託の信託財産に関する基準

- (1) 公益信託の信託財産は、金銭に限定しないものとする。

- (2) 公益信託認可の申請をした時の信託財産に加え、その後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて公益信託事務が遂行される見込みがあること。

- (3) 信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれないものであること。ただし、当該財産が信託財産に含まれることによって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容するものとする。

4 公益信託の信託行為の定めに関する基準

- (1) 信託行為の定めの内容が次に掲げる事項に適合するものであることとする。

ア その公益信託事務を処理するに当たり、委託者、受託者若しくは信託管理人又はこれらの者の関係者に対して特別の利益を供与するもの

でないこと。

- イ その公益信託事務を処理するに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対して寄附その他の特別の利益を供与するものでないこと。

ただし、公益信託の受託者に対し、当該公益信託の受託者が処理する公益信託事務のために又は公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、許容するものとする。

- ウ 受託者の信託報酬及び信託管理人の報酬(以下「報酬」という。)(注)について、主務省令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準(額又は算定方法)が定められていること。

(注) 1 公益信託においては、上記ウの報酬の支払基準に従って、その受託者及び信託管理人に対する報酬が支給されなければならないものとする。

2 公益信託の受託者は、上記ウの報酬の支払基準を公表しなければならないものとする。これを変更したときも、同様とするものとする。

エ 公益信託の会計について

- (ア) その処理する公益信託事務に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること(注)。

(注) 公益信託の受託者は、その公益信託事務を処理するに当たり、当該公益信託事務の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないものとする。

- (イ) 公益信託の毎信託事務年度の末日における遊休財産額(注)が、当該信託事務年度に処理された公益信託事務と同一の内容及び規模の公益信託事務が翌信託事務年度においても引き続き処理されるために必要な額として、当該信託事務年度における公益信託事務の遂行に要した費用の額を基礎として主務省令で定めるところにより算定した額を超えないものであること。

(注) 遊休財産額とは、公益信託における財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質に鑑み、公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産の価額の合計額をいうものとする。

- (ウ) その公益信託事務を処理するに当たり、公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が適正な割合となると見込まれるものであること。

オ 信託行為又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反していないものであること。

- (2) 公益信託事務に係る収入（寄附金及び預貯金の利子を除く。）があることが予定されていない公益信託について、上記(1)エの基準は適用しないものとする。

(補足説明)

- 1 公益法人が行う公益目的事業に対する寄附について（第9の4(1)イ）

部会資料49の第9の4(1)イの提案に対して、第52回会議では、「公益信託は数も少なく、寄附の対象が多くないので、公益法人に対する寄附も許容すべきである。」旨の意見が複数あった。

確かに、公益信託の受託者が公益法人が行う公益目的事業のために寄付を行うことを制限する特段の必要性はないものと考えられることから、本部会資料第9の4(1)イでは、その公益信託事務を処理するに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対して寄附その他の特別の利益を供与するものでないこととした上で、公益信託の受託者に対し、当該公益信託の受託者が処理する公益信託事務のために又は公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、許容するものとする提案をしているが、どうか。

- 2 公益信託の会計に関する基準を適用しない場合について（第9の4(2)）

部会資料49の第9の4(2)の提案に対しては、第52回会議において、「収入が寄付金と運用収入に限られる公益信託には会計に関する基準を適用しないものとするべきである。」「信託財産を預金のみで運用している場合については別の扱いとすべきである」などの意見があった。

新たな公益信託では、信託財産の運用対象を制限していないことから、信託財産の運用によって多額の収入が生ずる可能性もある。そして、そのような場合にまで公益信託の会計に関する基準が適用されないとすると、財産が公益のために最大限活用されないとの懸念が生じ得る。また、現在の公益信託では、預貯金の方法も含め、何らかの信託財産の運用が行われているという実態もある。そうすると、運用収入がある公益信託について、会計基準を適用しないとするは、会計基準が有名無実化することになりかねず、相当ではないと考えられる。

もっとも、預貯金については、ほぼ全ての国民が預貯金口座を保有しているという実態があり、社会のインフラとして機能しているとも考えられる。そのため、預貯金の方法による信託財産の運用について、他の方法による信託財産の運用と同視することは、預貯金が社会のインフラとして機能しているという実態にそぐわない

ものとなる。そうすると、信託財産の運用を預金又は貯金の方法のみによって行っている公益信託については、会計基準を適用する必要はないものと考えられる。

そこで、本部会資料第9の4(2)では、公益信託事務に係る収入（寄附金及び預貯金の利子を除く。）があることが予定されていない公益信託について、公益信託の会計に関する基準は適用しないものとするを提案しているが、どうか。

第10 公益信託の名称

公益信託の名称に関して、以下のような規律を設けるものとする。

- 1 公益信託には、名称を付さなければならない。
- 2 公益信託には、その名称中に公益信託という文字を用いなければならない。
- 3 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 4 何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
- 5 4に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第11 公益信託の情報公開

1 公益信託の情報公開の対象及び方法

新たな公益信託の情報公開の対象、方法については、公益法人与同等の仕組みとするものとする。

2 公益信託の公示

行政庁は、次に掲げる場合には、公示をしなければならないものとする。

- (1) 公益信託認可をしたとき。
- (2) 公益信託認可を取り消したとき。
- (3) 公益信託の受託者に対して勧告及び命令をしたとき。
- (4) 公益信託の新たな受託者（以下「新受託者」という。）又は新たな信託管理人（以下「新信託管理人」という。）の選任の認可をしたとき。
- (5) 公益信託の変更及び併合・分割の認可をしたとき。
- (6) 受託者の辞任及び解任の届出があったとき。

- (7) 新受託者が選任された旨の届出があったとき。
- (8) 信託管理人の辞任及び解任の届出があったとき。
- (9) 新信託管理人が選任された旨の届出があったとき。
- (10) 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更をした旨の届出があったとき。
- (11) 公益信託の信託行為の定めの変更の届出があったとき。
- (12) 信託の終了の届出があったとき。
- (13) 清算の終了の届出があったとき。

第12 公益信託の監督

1 報告及び検査

- (1) 行政庁は、公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において、受託者に対し、その公益信託事務及び信託財産の状況について必要な報告を求め、又はその職員に、当該受託者の事務所に立ち入り、その公益信託事務及び信託財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 上記(1)の立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないものとする。
- (3) 上記(1)の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 勧告、命令等

- (1) 行政庁は、公益信託認可基準のいずれかに適合しなくなったとき等に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、受託者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとする。
 - (2) 行政庁は、上記(1)の勧告をしたときは、主務省令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならないものとする。
 - (3) 行政庁は、上記(1)の勧告を受けた受託者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該受託者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- (注) 行政庁は、上記(1)の勧告及び(3)の規律による命令をしようとするときは、他の行政機関の長の意見を聴くものとするなど、公益法人認定法第28条第5項と同様

の規律を設けるものとする。

3 寄附の募集に関する禁止行為

公益信託の受託者及び信託管理人は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。
- (2) 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。
- (3) 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

4 公益信託認可の取消し

(1) 行政庁は、公益信託が次のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消さなければならないものとする。

ア 公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準（注1）に該当するに至ったとき。

イ 受託者が、偽りその他不正の手段により公益信託認可、新受託者又は新信託管理人の選任の認可、公益信託の変更及び併合・分割の認可を受けたとき。

ウ 受託者が、正当な理由がなく、上記2(3)の命令に従わないとき。

(注1)・公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準

第9の2(2)

(2) 行政庁は、公益信託が次のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消すことができるものとする。

ア 公益信託の受託者及び信託管理人に関する欠格事由に該当するに至ったとき。

イ 公益信託の目的に関する基準、公益信託の受託者及び信託管理人の資格に関する基準、公益信託の信託財産に関する基準、公益信託の信託行為の定めに関する基準のいずれか（注2）に適合しなくなったとき。

ウ 受託者が、公益信託の報酬・会計に関する基準（第9の4(1)ウ及びエ）、寄附の募集に関する禁止行為（第12の3）、公益信託の情報公開（第11の1）の規律を遵守していないとき。

エ 受託者が、上記アからウまでのほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

(注2) ・公益信託の受託者及び信託管理人に関する欠格事由

第4の1(2), 第5の2(2)

・公益信託の目的に関する基準

第9の1

・公益信託の受託者及び信託管理人の資格に関する基準

第4の1(1), 第5の2(1)

・公益信託の信託財産に関する基準

第9の3

・公益信託の信託行為の定めに関する基準

第9の4(1)アからオ

(注3) 行政庁は、上記(1)及び(2)の公益信託認可の取消しをしようとするときは、他の行政機関の長の意見を聴くものとするなど、公益法人認定法第28条第5項と同様の規律を設けるものとする。

(注4) 他の行政機関の長は、公益信託について上記の各事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が公益信託の受託者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、行政庁に対し、その旨の意見を述べるものとするなど、公益法人認定法第31条と同様の規律を設けるものとする。

5 裁判所の権限

裁判所は、信託法が裁判所の権限としている権限を原則として有するものとする。

(補足説明)

部会資料49の第12の4(1)のア及びイ提案(必要的取消事由)に対して、第52回会議では、「受託者が欠格事由に該当することが後で判明した場合などは、受託者を交代させればよいのではないか。」「受託者の資格について、一気に取消しになるのは、若干行き過ぎである。」などの意見があった。

公益信託においては、公益信託認可の取消しによって、公益信託が終了することとされている。そのため、受託者や信託管理人が欠格事由に該当した場合に、その公益信託認可が必要的に取り消されるものとする、欠格事由に該当する受託者や信託管理人を交代させることによって当該公益信託の継続を図る余地はないままに、当該公益信託が終了することとなる。しかし、受託者や信託管理人が欠格事由に該当する場合であっても、これらの者を交代させれば足りる事例も存在するものとも思われる。また、受託者が一部の信託会社に限られている現在の公益信託の実情を踏まえると、

例えば、一つの信託会社の役員が欠格事由に該当した場合には、数十以上の公益信託が一度に終了してしまうこととなるが、公益信託のほとんどが適正に運営されているという現状に鑑みると、そのような結論は、必ずしも妥当なものとはいえない。そうすると、受託者や信託管理人が欠格事由に該当する場合であっても、公益信託認可を必要に取り消すものとするのではなく、欠格事由に該当した受託者や信託管理人を交代させることによって、当該公益信託を存続させる機会を与えることが相当であるとも考えられる。

また、公益信託認可の基準のうち、「信託行為又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分違反していないものであること」についても、同様のことがいえる。例えば、行政機関の許認可が必要である公益信託事務を行っている場合に、受託者が当該許認可に係る制度改正に基づく対応をしなかったがために当該許認可の基準を充足しない状態となってしまうような事例であっても、その原因や経緯については、様々な事情が想定されるところであって、事情によっては、受託者に対して、適正な状態を確保する機会を与えることで、公益信託を存続させることが相当であると考えられる場合もあり得る。そうすると、一律にこれを公益信託認可の必要的取消事由とすることは、過度な処分となるおそれがある。

そこで、本部会資料第12の4(2)アでは、公益信託の受託者及び信託管理人に関する欠格事由に該当したこと及び信託行為又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分違反したことの2点については、行政庁がその公益信託認可を取り消さなければならないもの（必要的取消事由）とはせず、その公益信託認可を取り消すことができるもの（任意的取消事由）とする提案をしているが、どうか。

なお、本部会資料第12の4(1)ア（暴力団員等がその信託事務を支配しないものであること（第9の2(2)）及び同(1)イ（受託者が、偽りその他不正の手段により公益信託認可、新受託者又は新信託管理人の選任の認可、公益信託の変更及び併合・分割の認可を受けたとき）については、その内容に鑑み、任意的取消事由とすべき必要性はないものと考えられる。そのため、これらについては、必要的取消事由とする従前の提案に変更はない。

第13 公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任

1 公益信託の受託者の辞任

- (1) 受託者は、委託者及び信託管理人の同意を得て、辞任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (2) 受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。
- (3) 受託者であった者は、遅滞なく、行政庁に辞任した旨を届け出なければならないものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする。

(注) 公益信託の受託者の辞任には、信託法第57条第3項から第5項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

2 公益信託の受託者の解任

- (1) 委託者及び信託管理人は、正当な理由があるときは、その合意により、受託者を解任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (2) 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は信託管理人の申立てにより、受託者を解任することができるものとする。
委託者については信託行為において受託者の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。
- (3) 受託者であった者は、遅滞なく、行政庁に解任された旨を届け出なければならないものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする。

(注) 公益信託の受託者の解任には、信託法第58条第5項から第7項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

3 公益信託の新受託者の選任

- (1) 信託行為に新受託者となるべき者に関する定め(注1)がある場合は、当該定めに従い、新受託者となるべき者を選任することができるものとする。

(注1) 新受託者となるべき者の指定の仕方の定めを置くことも可能であるものとする。

(2) 信託法第56条第1項各号に掲げる事由により公益信託の受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新受託者となるべき者に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれを行うことができないときは、委託者及び信託管理人は、その合意により、新受託者となるべき者を選任することができるものとする。

(3) 上記(1)及び(2)の場合における新受託者の選任は、行政庁による選任の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

(4) 上記(2)の場合において、委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができるものとする。

(5) 上記(4)の場合において、新受託者は、遅滞なく、行政庁に選任された旨を届け出なければならないものとする。(注2)

(注2) 受託者は、行政庁に上記(3)の選任の認可と同様の書類を提出するものとする。

(6) 委託者が現に存しない場合には、上記(2)の規律のうち「委託者及び信託管理人は、その合意により」とあるのは「信託管理人は」と、上記(4)の規律のうち「委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況」とあるのは「信託管理人の状況」とするものとする。(注3)

(注3) 公益信託の新受託者の選任には、信託法第62条第2項及び第3項、同条第5項から第7項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

(補足説明)

部会資料49の第13の3では、裁判所によって新受託者となるべき者が選任された場合には、行政庁による選任の認可を受けなければ、その選任は効力を生じないものとする旨の提案をしていた。しかし、裁判所の判断の結果に対して行政権が更に認可をするという制度が我が国の法体系になじまないことに鑑み、本部会資料第13の3では、裁判所による新受託者の選任がされた場合には、行政庁による認可を必要としない旨の提案をしている。

また、本部会資料第13の3では、新受託者は、新受託者として選任された旨を遅滞なく行政庁へ届け出なければならないものとした上で、当該届出の際に、併せて新受託者が経理的基礎及び技術的能力を有することを証する書面等を提出することとしている。行政庁がこれらの書類を確認した結果、公益信託の受託者としての能力に疑義が生じた場合には、行政庁は、報告徴求、立入検査等の監督措置を採ることができることから、裁判所が選任した新受託者について行政庁の認可を必要としないこととしても、監督の実効性は十分担保されているものと考えられる。

第14 公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任

1 公益信託の信託管理人の辞任

- (1) 信託管理人は、委託者（他の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該他の信託管理人）の同意を得て、辞任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (2) 信託管理人は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。
- (3) 受託者は、遅滞なく、行政庁に信託管理人が辞任した旨を届け出なければならないものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする（注）。

（注）公益信託の信託管理人の辞任には、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第3項から第5項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

2 公益信託の信託管理人の解任

- (1) 委託者は、正当な理由があるときは、（他の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該他の信託管理人は、正当な理由があるときは、その合意により）、信託管理人を解任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (2) 信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者、受託者又は他の信託管理人の申立てにより、信託管理人を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において信託管理人の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

- (3) 受託者は、遅滞なく、行政庁に信託管理人が解任された旨を届け出なければならないものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする（注）。

（注）公益信託の信託管理人の解任には、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第5項から第7項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

3 公益信託の新信託管理人の選任

- (1) 信託行為に新信託管理人となるべき者に関する定め（注1）がある場合は、当該定めに従い、新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

（注1）新信託管理人となるべき者の指定の仕方の定めを置くことも可能であるものとする。

- (2) 信託法第128条第1項において準用する同法第56条第1項各号の事由により信託管理人の任務が終了した場合において、信託行為に新信託管理人となるべき者に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新信託管理人となるべき者として指定された者が就任を承諾せず、若しくはこれを行うことができないときは、委託者は（他の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該他の信託管理人は、その合意により）、新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)の場合における新信託管理人の選任は、行政庁による選任の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

- (4) 上記(2)の場合において、委託者の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新信託管理人を選任することができるものとする。

- (5) 上記(4)の場合において、受託者は、遅滞なく、行政庁に新信託管理人が選任された旨を届け出なければならないものとする。（注2）

（注2）受託者は、行政庁に上記(3)の選任の認可と同様の書類を提出するものとする。

- (6) 委託者が現に存しない場合には、上記(2)の規律は適用しないものとする（注3）。

（注3）公益信託の新信託管理人の選任には、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第2項、第3項、第5項から第7項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

（補足説明）

裁判所が新信託管理人を選任した場合に、受託者が行政庁に届け出なければならないとした点については、第13の3と同様である。

第15 公益信託の変更、併合及び分割

(前注) 行政庁に対する変更、併合及び分割の認可の申請は、いずれも受託者が行うことを前提としている。

1 公益信託の信託行為の定めの変更

(1)ア 公益信託の信託行為の定めの変更(第15の2の場合を除く。)は、委託者、受託者及び信託管理人の合意(注1)がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

(注1) 1 上記アにかかわらず、公益信託の信託行為の定めの変更は、次に掲げるものによりすることができるものとする。この場合において、受託者は、次の(ア)に掲げるときは委託者に対し、次の(イ)に掲げるときは委託者及び信託管理人に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならないものとする。

(ア) 信託の目的に反しないことが明らかであるとき
受託者及び信託管理人の合意

(イ) 信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき
受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

2 上記ア及び(注1)1にかかわらず、公益信託の信託行為の定めの変更は、次に掲げる者による受託者に対する意思表示によってすることができるものとする。この場合において、次の(イ)に掲げるときは、受託者は委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならないものとする。

(ア) 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき
委託者及び信託管理人

(イ) 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき
信託管理人

3 委託者が現に存しない場合においては、上記(注1)2(ア)の規律は適用しないものとする。上記(注1)1のうち「次の(ア)に掲げるときは委託者に対し、次の(イ)に掲げるときは委託者及び信託管理人に対し」とあるのは、「次の(イ)に掲げるときは、信託管理人に対し」とするものとする。

イ 上記アにかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(2)ア 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが公益信託の目的及び

信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更を命ずることができるものとする。(注2)

イ 委託者については信託行為において公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

ウ 上記(2)アの場合において、受託者は、遅滞なく、行政庁に変更後の信託行為の定めの内容を届け出なければならないものとする。(注3)

(注2) 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更には、信託法第150条第2項から第6項までと同様の規律を及ぼすものとする。

(注3) 受託者は、行政庁に上記(1)アの変更の認可と同様の書類を提出するものとする。

(3)ア 上記(1)アの例外として、主務省令で定める公益信託の信託行為の定め
の軽微な変更をするときは、受託者は、その旨を行政庁に届け出るとともに、当該変更について委託者又は信託管理人の同意を得ていない場合には、遅滞なく、委託者又は信託管理人に対し、変更後の信託行為の定めの内容を通知しなければならないものとする。

イ 上記アにかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(4) 委託者が現に存しない場合においては、上記(1)アの規律は適用しないものとする。

(補足説明)

第53回会議においては、「合意による終了を許容する旨の信託行為の定め(第16の3)を事後的においた場合は、どの規律の対象となるのか整理すべきである。」「公益信託に適用される信託法上の規律が分かりにくい。」との意見や指摘があった。

本部会資料第15の1(1)は、これらの指摘や意見を踏まえ、信託行為の定めの変更に関する規律についての整理をするものであり、公益信託の信託行為の定めの変更のうち、公益信託の目的の変更以外のものについて、信託法第149条の規律によるものであることをより明確にしている。なお、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更には当たらず、公益信託の信託行為の定めの変更に当たるものとしては、合意による終了の定め(第16の3)等が考えられる。

また、裁判所が公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更を命じた場合に、受託者が行政庁に届け出なければならないとした点については、第13の3と同様である。

2 公益信託の目的の変更

- (1) 公益信託の目的は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによって、類似の公益目的に変更することができるものとする。
- (2) 信託の目的を達成したとき又は信託の目的を達成することができなくなったときであっても、委託者、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の公益目的に変更して、公益信託を継続することができるものとする。

ただし、当該公益信託の受託者が、当該信託の目的を達成した日又は当該信託の目的を達成することができなくなった日から3箇月以内に、行政庁による変更の認可の申請をした場合に限るものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)の規律は適用しないものとする。また、上記(2)の規律のうち「委託者、受託者及び信託管理人」とあるのは、「受託者及び信託管理人」とするものとする。

3 公益信託の併合・分割

- (1) 公益信託の併合・分割は、委託者、受託者及び信託管理人の合意（注1）がある場合には、行政庁による併合・分割の認可を受けることによってすることができるものとする。この場合においては、信託法第151条第1項各号、第155条第1項各号又は第159条第1項各号に掲げる事項（注2）を明らかにしてしなければならないものとする。

(注1) 1 上記(1)にかかわらず、公益信託の併合は、次に掲げるものによりすることができるものとする。この場合において、受託者は、次のアに掲げるときは委託者に対し、次のイに掲げるときは委託者及び信託管理人に対し、遅滞なく、上記(1)に掲げる事項を通知しなければならないものとする。

ア 信託の目的に反しないことが明らかであるとき
受託者及び信託管理人の合意

イ 信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき
受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

- 2 委託者が現に存しない場合においては、上記（注1）1のうち「次のアに掲げるときは委託者に対し、次のイに掲げるときは委託者及び信託管理人対し」とあるのは、「次のイに掲げるときは、信託管理人に対し」

とするものとする。

(注2) 公益信託の併合後及び分割後の信託行為の内容は類似の公益目的を定めるものでなければならないものとする。

- (2) 上記(1)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (3) 委託者が現に存しない場合においては、上記(1)の規律は適用しないものとする。
- (4) 公益信託の併合・分割は、信託法第6章第2節及び第3節に規定する手続と同様の手続によるものとする。

第16 公益信託の終了

1 公益信託の終了事由

公益信託は、次に掲げる場合に終了するものとする。

- (1) 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
- (2) 受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が1年間継続したとき。

ただし、新受託者の選任の認可の申請を行っている場合に、その申請に対する処分がされるまでの間は、この限りではないものとする。

- (3) 信託管理人が欠けた場合であって、新信託管理人が就任しない状態が1年間継続したとき。

ただし、新信託管理人の選任の認可の申請を行っている場合に、その申請に対する処分がされるまでの間は、この限りではないものとする。

- (4) 受託者が信託法第52条（同法第53条第2項及び第54条第4項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。
- (5) 信託の併合がされたとき。
- (6) 信託法第165条又は第166条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。
- (7) 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。
- (8) 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第53条第1項、民事再生法第49条第1項又は会社更生法第61条第1項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第41条第1項及び第206条第1項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。

- (9) 公益信託認可が取り消されたとき。
- (10) 信託行為において定めた事由が生じたとき。

2 公益信託の存続期間

公益信託の存続期間については、信託法第259条の規律は適用しないものとする。

3 合意による終了

公益信託は、合意によって終了することはできないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

4 特別の事情による公益信託の終了を命ずる裁判

(1) 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当になるに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の終了を命ずることができるものとする（注）。

(2) 委託者については信託行為において公益信託の終了命令の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

（注）特別の事情による公益信託の終了を命ずる裁判には、信託法第165条第2項から第5項までと同様の規律を及ぼすものとする。

5 公益信託の終了の届出

公益信託が第16の1(5)又は(9)以外の事由により終了した場合には、受託者（信託の終了が信託財産についての破産手続開始の決定による場合あっては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第17 公益信託の清算

1 残余財産の帰属

- (1) 公益信託の信託行為には、残余財産の帰属すべき者（注1）の指定に関する定めを置かなければならないものとする。

（注1）公益信託の残余財産の帰属すべき者については、信託法第183条及び第184条の規律のうち、同法第183条第6項及び第184条の規律は及ぼさないものとする。

- (2) 上記(1)の定めの内容は、残余財産を当該公益信託と類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者若しくは当該公益信託の公益信託事務と類似の事業を目的とする公益法人等（以下「他の公益信託の受託者等」という。）（注2）又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定めるものでなければならぬものとする。

（注2）公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人を含むものとする。

- (3) 上記(1)の信託行為の定めにより残余財産の帰属すべき者として指定を受けた者の全てがその権利を放棄した場合には、残余財産は、国庫に帰属するものとする。

（補足説明）

1 公益信託の残余財産の帰属すべき者について

信託法第183条は、帰属権利者について定めている。信託法上の帰属権利者は、信託目的に従った財産の管理・処分が終了した後に残存する財産が与えられる者にすぎないから、信託の終了事由が発生するまでは受益者に与えられた権利を行使することはできず、信託の清算中においてのみ受益者とみなされ、その間、清算受託者の監督のために受益者が有する各種の権限を行使することができるものとされている。また、帰属権利者についても、受益権の取得について定めた同法第88条第2項や、受益権の放棄について定めた同法第99条と同様の規律に従うものとされている。

これに対し、特定の受益者が存在しない公益信託にあつては、残余財産の帰属すべき者を受益者とみなして、残余財産の帰属すべき者においても受益者が行使することができる権限を有するものとするのは、相当ではないと考えられる。このように解したとしても、新たな公益信託では、信託管理人を必置とし、信託管理人によって清算受託者を監督することとなることから、問題は生じない。

そこで、本部会資料第17の1(1)の（注）では、残余財産の帰属すべき者については、同法第183条第6項の規律は及ぼさないものとしているが、どうか。

また、同条第1項は、信託行為の定めにより帰属権利者となるべき者として指定された者が当然に残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得するものとしてい

る。帰属権利者として指定された者が当然に債権を取得することにより、清算受託者に対して各種の義務が課されることになる等の効果を直ちに導くことができるのであって、帰属権利者の利益となり、その合理的意思にも合致するものと考えられるが、これは、残余財産の帰属すべき者についても同様に妥当するものといえることができる。そうすると、残余財産の帰属すべき者は、当然に残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得するものとするのが相当であると考えられる。

また、同条第3項が自己の意思に反して利益も不利益も強制されることはないという民法の一般原則を表した規定であることからすると、残余財産の帰属すべき者についても、残余財産の帰属すべき者として指定されたからといって、残余財産の帰属を強制されるわけではないと考えられる。

これらを踏まえると、公益信託の残余財産の帰属すべき者は、残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得し、また、残余財産の帰属に係る権利を放棄することができるものと考えられるが、どうか。

2 公益信託事務に関する最終の計算の承認の求めについて

信託法第184条第1項においては、受益者（信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人）及び帰属権利者のすべてに対し、その承認を求めなければならないものとされている。この受益者及び帰属権利者による承認は、清算受託者が職務を全うしたことの確認であり、帰属権利者が受益者とみなされることから生ずる監督的な権限であると考えられる。これに対し、公益信託においては、上記補足説明1のとおり、残余財産の帰属すべき者は、受益者とはみなされないものと考えられることから、残余財産の帰属すべき者に対して、公益信託事務に関する最終の計算の承認を求めることは相当でないものと考えられるし、公益信託においては、信託管理人によって清算の監督が行われていることからすれば、清算受託者は、当該信託管理人に対して最終の計算の承認を求めれば足りるとも考えられるが、どうか。

2 公益信託の清算等の届出

- (1) 清算受託者（信託の終了が信託財産についての破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該信託の終了の日から3箇月が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならないものとする。当該見込みに変更があったときも、同様とするものとする。
- (2) 清算受託者は、清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならないものとする。

3 公益信託の清算のための新受託者の選任

裁判所は、公益信託認可の取消しにより公益信託が終了した場合には、行政庁又は委託者、信託管理人、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより、当該公益信託の清算のために新受託者を選任しなければならないものとする。

(注) 裁判所による清算のための新受託者の選任には、信託法第173条第2項から第6項までと同様の規律を及ぼすものとする。

第18 公益信託と受益者の定めのある信託の相互の変更

1 公益信託から受益者の定めのある信託への変更

公益信託においては、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできないものとする。

2 受益者の定めのある信託から公益信託への変更

受益者の定めのある信託においては、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることはできないものとする。

第19 その他

1 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

現行公益信託法に基づく公益信託が新公益信託法に基づく公益信託に移行するための所要の措置を講ずるものとする。

2 罰則

罰則について所要の措置を講ずるものとする。

3 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

以上